岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例 (素案)

目次

前文

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 中小企業・小規模企業振興のための責務(第4条~第6条)

第3章 中小企業・小規模企業振興のための役割 (第7条~第12条)

第4章 中小企業・小規模企業振興のための施策 (第13条~第16条)

附則

岩倉市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、木曽川が形成した犬山扇状地扇端の自然堤防上に古くから集落として形づくられました。現在でも縄文・弥生時代の遺跡が市内に点在しています。戦国時代には、岩倉城が織田伊勢守の居城として尾張北部の中心的存在となり、戦国武将で有名な山内一豊は、岩倉の地に誕生しゆかりの地となっています。岩倉市の中央には、南北に五条川が流れ、春になると両岸に日本のさくら名所百選にも選ばれている桜並木が色鮮やかに染まり、市内外から多く人が訪れる憩いの場となっていて、岩倉市民の誇りの一つとなっています。

この地域の経済は、大正時代に養蚕・養鶏が盛んになり大きく進歩しました。 昭和46年に岩倉市となり、人口も増加し更に拡大を遂げてきました。近年では、 道路網が整備され、名神高速道路が市北部を東西に通り、名古屋第2環状線、名 古屋高速6号線、国道22号線、41号線などが東西南北に結ばれる愛知北部の 道路交通網の中心地域となっています。そのため、市内には、交通の利便性を生 かした流通の拠点となる企業が多数存在しています。また、まちの中心を南北に 通る鉄道により名古屋中心地まで10分程で行くことができ、大都市名古屋の ベットタウンとして利便性の高いまちとなっています。

そうした中、地域経済発展のために、新たな地域活力の創出を目的とした岩倉市商工会と金融機関との「地方創生にかかる包括連携協力に関する協定」の締結や、産業活性化の推進を目的とした「地域産業活性化推進協議会」などを立ち上げてきました。一方で、市民を主体とした自治の実現を目的とした協働によるまちづくりも推進してきました。今後は、この様な協議会や市民団体などと総合的に連携し、行政やそれぞれの関係機関と協力してこの地域が永続的に発展していくことが大切となります。

そのためには、この地域の産業の基盤となる地域の中小企業及び小規模事業者が、健全な事業活動を継続することが地域社会の形成及び発展に重要な役割を果たす要素であることを理解し、コンパクトシティである岩倉市の特性を生かした地域内循環を充実させると共に、近隣市町との連携の推進を図ることが大切となります。

私たちは、自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、人と人のつながりを大切にする 安心して住みやすいまちを創造し、小さなまちから大きな夢を実感できる豊か な地域社会の実現のためにこの条例を制定します。

(趣旨)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業(以下「中小企業等」という。)の振興に関し、岩倉市及び中小企業等の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策(以下「中小企業等振興施策」という。)の基本事項を定めることにより、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。) 第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (2)小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (3) 商工会 商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会であって、 市内に事務所を有するものをいう。
 - (4)大企業 中小企業者又は小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は 事業所を有するものをいう
 - (5)金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫その他金融業を営むもののうち、市内に事業所を有するものをいう。
 - (6) 支援機関等 小規模企業等の支援を行う機関及び団体(商工会及び金融機関を除く。) をいう。
 - (7)教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。
 - (8) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活

動を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなけ ればならない。
 - (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
 - (2) 市、中小企業等、大企業、商工会、金融機関、支援機関等、教育機関及び 市民が中小企業等の果たすべき役割の重要性を理解し協力して行われるこ と。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 中小企業の実態の的確な把握に努めると共に、中小企業等振興施策を総合的 に推進しなければならない。
- 2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との 連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行 並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、地域 内の中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

(議会の青務)

- 第5条 議会は、基本理念にのっとり、中小企業団体との意見交換に努めなければならない。
- 2 中小企業等の振興に関し、市長の事務執行の監視及び評価並びに政策提言 に努めなければならない。

(中小企業及び小規模企業の責務)

- 第6条 中小企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応する ため、自主的に経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以 下同じ。)及び経営基盤の強化に努めなければならない。
- 2 小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応し、事業の持続的発展に努めなければならない。
- 3 中小企業等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会へ貢献及び市民生活の向上に資するよう 努めるものとする。

(商工会及び中小企業団体の役割)

- 第7条 商工会及び中小企業団体は、中小企業、小規模企業の経営の向上及び改善、革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。
- 2 商工会及び中小企業団体は、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力することに努めるものとする。

(大企業の役割)

- 第8条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の 重要性を理解し市が実施する中小企業等振興施策に協力するよう努めるもの とする。
- 2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、中小企業等との連携及び協力に努 めるものとする。

(金融機関の役割)

- 第9条 金融機関は、中小企業及び小規模企業の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の向上及び改善の取り組みを促進するため、円滑な資金融資、経営相談等の支援を行うよう努めるものとする。
- 2 金融機関は、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力することに努めるものとする。

(支援機関等の役割)

- 第10条 支援機関等は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等 による経営の向上及び改善の取り組みを促進するため、必要な支援を行うよ う努めるものとする。
- 2 支援機関等は、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力することに努めるものとする。

(教育機関の役割)

- 第11条 教育機関は、学校教育を通じて、児童生徒に対し、中小企業等の事業活動が、市の発展に貢献していることへの理解を深めさせるとともに市が行う中小企業等振興施策及び振興事業の推進に協力するように努めるものとする。
- 2 教育機関は、学校教育の一環として、中小企業等と連携して児童生徒の職場 体験を実施し、このことを通じて将来の地域を担う人材の育成に努めるもの とする。

(市民の理解と協力)

第12条 市民は、中小企業等振興施策が地域経済の発展並びに市民生活の安 定及び向上に寄与することを理解し、中小企業等振興施策に協力するよう努 めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第13条 市は、基本理念にのっとり、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等振興施策を実施するものとする。
 - (1) 中小企業等の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
 - (2) 中小企業等の創造及び中小企業等の新技術開発を促進すること。
 - (3) 中小企業等の資金調達を円滑化すること。

- (4) 中小企業等の産学官連携を促進すること。
- (5) 中小企業等における人材の確保及び育成を支援すること。
- (6) 中小企業等の創業の促進を図ること。
- (7) 中小企業等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) その他中小企業等の振興を図ること。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業等振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市は、毎年〇月までに、中小企業等の振興に関する主たる施策の実施 状況を公表すること。

(意見の反映等)

第16条 市は、中小企業等振興施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業等の意見を反映させるため、中小企業等に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための場を年1回以上設けるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。